

○東京藝術大学大学美術館所蔵品管理要項

平成21年3月16日  
学 長 裁 定

改正 平成25年7月18日 平成25年10月24日

(目的)

第1条 この要項は、東京藝術大学固定資産管理規則（以下「規則」という。）第32条の規定に基づき、本学大学美術館（以下「大学美術館」という。）が所蔵する美術品及び収蔵品（以下「所蔵品」という。）の管理事務の取扱いについて必要な事項を定め、適正かつ効率的で良好な管理を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要項は、大学美術館におけるすべての所蔵品の管理及び手続に適用する。

(所蔵品の定義)

第3条 この要項における所蔵品とは、大学美術館が組織として管理し収蔵するものであって、東京藝術大学大学美術館運営細則第2条に掲げる資料で、展示公開及び教育研究の用に供するものをいう。

(所蔵品管理責任)

第4条 東京藝術大学会計通則第48条第2項に規定する資産管理責任者（以下「資産管理責任者」という。）は、規則第5条第1項の規定に基づき所蔵品に係る管理事務を行わせるため所蔵品管理責任者（以下「所蔵品管理責任者」という。）を置き、大学美術館長をもって充てる。

2 所蔵品管理責任者は、所蔵品に係る管理事務を補助させるため所蔵品管理責任補助者（以下「所蔵品管理責任補助者」という。）を置き、大学美術館常勤教員をもって充てる。

3 所蔵品管理責任補助者は、収蔵庫における所蔵品の状況を常に把握するとともに、展示、写真撮影、調査研究等のため所蔵品を収蔵庫から出し入れするものとする。

(所蔵品の取得価額)

第5条 所蔵品の取得価額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 購入した所蔵品 購入価額

(2) 寄附により取得した所蔵品 評価額

(3) 本学において製作した所蔵品 その製作に要した経費（経費の算出が困難な場合は、備忘価額）

(所蔵品の管理事務)

第6条 所蔵品管理責任者は、所蔵品の増減及び現在高を明らかにするために所蔵品管理台帳を作成し、保管しなければならない。

(分類)

第7条 所蔵品管理責任者は、所蔵品の適正な管理を図るため、別表のとおり所蔵品の種別に従い所蔵品分類表を定め、それぞれの所蔵品の属すべき分類を決定しなければならない。

(所蔵品の受入)

第8条 所蔵品の受入をするときは、所蔵品管理台帳に記録することにより一点又

は一件に対し一登録番号を与え、所蔵品にその登録番号を表示しなければならない。ただし、表示することができない場合又は表示する必要がない場合は、これを省略することができる。

(所蔵品の点検調査)

第9条 所蔵品管理責任者は、所定の年限により循環照合を行い、現品管理状況の適否及び帳簿記録の正否を実地に確かめなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、所蔵品管理責任者が必要と認めるときは、随時点検調査を実施するものとする。

3 所蔵品管理責任者は、点検調査の結果、所蔵品管理台帳と現品の照合に差異を認めた場合には、その原因を調査して対策を講じるとともに、再発防止に努めるものとする。

4 所蔵品管理責任者は、点検調査の結果、滅失、亡失又はき損している所蔵品について、資産管理責任者にその旨を報告しなければならない。

(滅損の兆候)

第10条 資産管理責任者は、事業年度毎に所蔵品の滅損に関する調査を所蔵品管理責任者に行わせ、滅損の兆候の有無を判定しなければならない。

2 所蔵品管理責任補助者は、前項に基づく所蔵品管理責任者の調査に協力するとともに、当該調査の実施にかかわらず、所蔵品について滅損の兆候に該当すると認められる事実が生じた場合には、その旨を所蔵品管理責任者に報告しなければならない。

3 所蔵品管理責任者は、前項の報告を受けた時は遅滞なく、その事実が生じた旨及び今後の使用予定をとりまとめ、資産管理責任者に報告しなければならない。

(滅損の認識)

第11条 資産管理責任者は、滅損の兆候があると判定した場合には、当該所蔵品の今後の使用予定を勘案して滅損の認識の有無を判定し、これを経理責任者に通知するものとする。

2 前項の滅損の認識にあたっては、中期計画等の想定範囲内で生じたかについて判定しなければならない。

(処分)

第12条 所蔵品管理責任者は、資産として登録されている所蔵品が次の各号の一に該当する場合は、処分することができる。

(1) 破損又は汚損が著しく、修復不能な所蔵品で教育研究資料として利用に耐えないもの

(2) 第9条に定める点検調査の結果、亡失を確認した日から5年以上経過したもの

(3) 天災又は火災により滅失したもの

(4) 保存の必要がないと認められたもの

(5) その他所蔵品管理責任者が処分を適当と認めたもの

2 所蔵品管理責任者は、処分する所蔵品について、売却、贈与又は廃棄のうちから取扱方法を決定する。

(除却)

第13条 所蔵品管理責任者は、前条により処分した場合は、すみやかに除却を行うものとする。

附 則

この要項は、平成21年3月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年7月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

別表（第7条関係） 所蔵品分類表

作品分類コード	区 分	分 類
101	美術品	文化財
102	美術品	東洋画真蹟
103	美術品	東洋画模本
104	美術品	西洋画
105	美術品	版画
106	美術品	書蹟
107	美術品	彫刻
108	美術品	金工
109	美術品	漆工
110	美術品	陶磁器
111	美術品	染織
112	美術品	建築
113	美術品	考古
114	美術品	学生制作品
115	美術品	雑美術工芸品
116	美術品	デザイン
201	収蔵品	雑標本
203	収蔵品	写真
204	収蔵品	写真種板
205	収蔵品	石膏
206	収蔵品	拓本
207	収蔵品	版木
208	収蔵品	複製
209	収蔵品	音楽
210	収蔵品	学生制作品（音楽）
211	収蔵品	学生制作品（映像）
212	収蔵品	教育研究資料